

## 第3章 橘樹官衙遺跡群の本質的価値と構成要素

史跡橘樹官衙遺跡群の価値には、橘樹官衙遺跡群の遺構・遺物や立地状況等から構成される本質的価値と、副次的な価値としての橘樹官衙遺跡群の成立の背景や郡家成立以前及び廃絶後の様相を物語る遺構・遺物や地理・地形等から知ることのできる歴史的な価値、そして史跡のもつ社会的な価値がある。また、史跡指定地以外の橘樹官衙遺跡群やその周辺地域にも、史跡と密接にかかわる価値が内包されている。

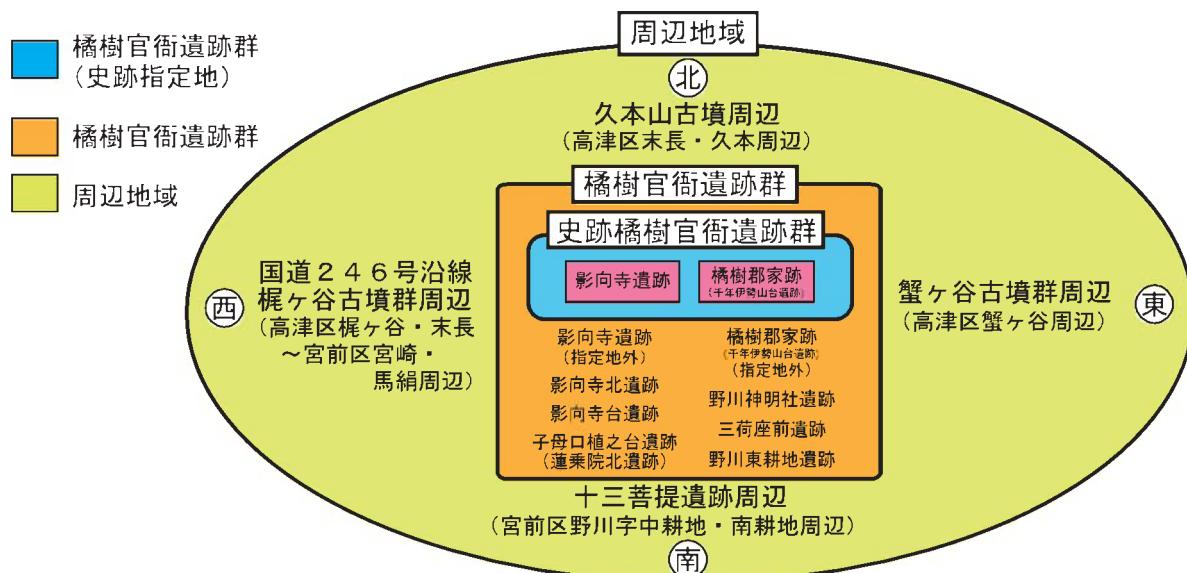
そこで、史跡橘樹官衙遺跡群の指定地、指定地以外の橘樹官衙遺跡群、橘樹官衙遺跡群周辺の地域（第12図）における主要な価値と副次的価値について、以下のとおり整理する。

### 第1節 保存活用計画における対象地域

史跡橘樹官衙遺跡群の指定地は、遺跡群の一部分にすぎず、遺跡群を理解するためには、周辺地域に集中している国・県及び市指定の文化財をはじめとする多様な歴史的・文化的資産と結びつけることが必要である。そうすることで、その歴史的価値がさらに高まり、より有効な活用を図ることが可能となる。

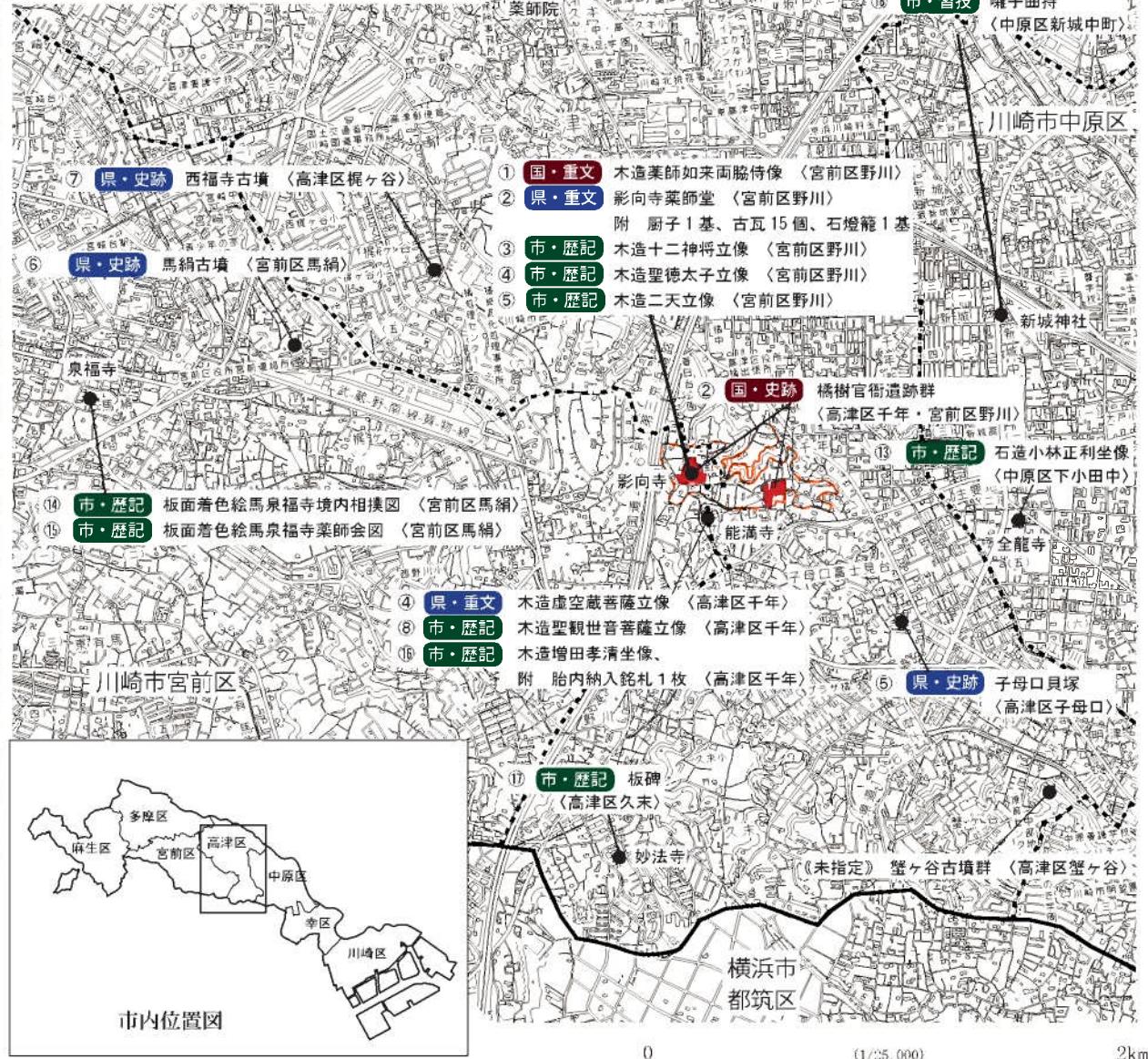
本保存活用計画では、北はJR武藏溝ノ口駅及び東急溝の口駅南側に位置する久本山古墳周辺、西は国道246号線沿いに展開する梶ヶ谷古墳群周辺、東は川崎市内で唯一現存する前方後円墳を含む蟹ヶ谷古墳群周辺、南は縄文時代前期末葉の標式遺跡である十三菩提遺跡周辺までの範囲を「橘樹官衙遺跡群周辺地域」として取扱うこととする（第12図）。

この範囲内には、7世紀後葉築造とされる馬絹古墳（神奈川県指定史跡）、古代の集落等が確認されている新作小高台遺跡（高津区新作）、平安時代前期作の木造聖観世音菩薩立像（川崎市重要歴史記念物）が所在する能満寺（高津区千年）のように、史跡橘樹官衙遺跡群との関連性が推測される遺跡や文化財が存在している（第13図）。



第12図 保存活用計画における対象地域

近畿の文化財					
国指定文化財		県指定文化財		市指定文化財	
	(名称)	(登録)	(指定年月日)	(登録年月日)	(登録者)
1 番 重要文化財	八幡天満宮(御香傳御堂)	令和3年	令和3年4月7日	令和3年4月7日	熊野寺
2 史跡	柏原宿御殿跡	1年	令和3年1月10日	令和3年1月10日	柏原宿御殿
県指定文化財					
3 重要文化財	鶴来御前館 附 御手入臺 西門13間 仁燈院1基 仁燈院1基 仁燈院1基	1棟	令和2年6月10日	令和2年6月10日	能満寺
4 重要文化財	木造脇侍菩薩立像	1枚	令和2年11月24日	令和2年11月24日	能満寺
5 史跡	子安二郎塚	令和3年3月3日	令和3年3月3日	4月14日	川崎市
6 史跡	栗原石碑	1基	令和3年12月1日	令和3年12月1日	栗原石碑
7 史跡	西高麗・山城	1基	令和3年9月16日	令和3年9月16日	川崎市
市指定文化財					
8 歴史的記念物	小石川體育会芦屋球場多用途	1棟	令和1年11月5日	令和2年1月15日	能満寺
9 歴史的記念物	水原一郎・岸田洋介	12題	令和2年10月10日	令和3年4月9日	能満寺
10 歴史的記念物	木造聖蹟院坐像	1基	令和2年1月10日	令和2年1月10日	能満寺
11 歴史的記念物	不二子・大庭正家	2枚	令和2年10月10日	令和3年4月9日	能満寺
12 歴史的記念物	柳本喜蔵氏自作洋服	1着	令和2年12月4日	令和3年3月21日	能満寺
13 歴史的記念物	石川小山・平賀金榮	1枚	令和2年12月1日	令和3年1月15日	能満寺
14 歴史的記念物	御香傳御堂(現復元)	1枚	令和2年12月4日	令和3年1月10日	能満寺
15 歴史的記念物	御香傳御堂(現復元)	1枚	令和2年12月4日	令和3年1月10日	能満寺
16 歴史的記念物	不看經御堂(現復元)	1枚	令和2年12月4日	令和3年1月10日	能満寺
17 歴史的記念物	御香傳御堂	1枚	令和3年1月29日	令和3年3月3日	能満寺
18 歴史的記念物	昭子曲輪	533.77	令和3年3月14日	令和3年3月14日	能満寺



第13図 周辺の文化財位置図

## 第2節 橘樹官衙遺跡群の本質的価値

橘樹官衙遺跡群の価値をまとめると、国史跡指定地内は概ね9点、指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体では13点に整理することができる。

### ＜史跡指定地内＞

- ①橘花屯倉の設置から橘樹評・橘樹郡への変遷の様相を探る上で重要な手がかりになるとともに、律令国家の地方支配の成立と展開の様相を解き明かす上で、全国的にも希少な歴史的価値を有する。
- ②地方行政機関である郡家（郡衙）と古代寺院である影向寺との密接な関係性を示す歴史的価値を有する。
- ③古代の官衙・寺院の建築・土木技術や造営組織のあり方を探る上で貴重な情報を内包している歴史的価値を有する。
- ④橘樹郡家正倉院の成立過程、正倉の築造過程等の変遷を具体的にたどることができる歴史的価値を有する。特に、7世紀後葉から8世紀前葉にかけての正倉群成立の過程は、他の郡家遺跡では知られていない特異なあり方を示しており、橘樹評から橘樹郡への移行過程における遺跡の性格や機能の変化といった歴史的展開をも明らかにしうるものとして極めて注目される。
- ⑤橘樹郡家正倉院の成立過程においては、総柱高床倉庫等の基礎土木・建築構造や建物配置について他に例のない多くの新知見が得られており、建築土木技術の系譜や造営手段のあり方等を解明する上で重要な手がかりとなる歴史的価値を有する。
- ⑥丘陵地形を利用した官衙の立地及び駅路・伝路との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑦古代南武藏地域の歴史的様相やこの地域における本遺跡の歴史的特質を示す価値を有する。
- ⑧古代寺院主要伽藍の造営過程をたどることができるとともに、基礎土木工法の技術的な特徴も明らかにできる歴史的価値を有する。
- ⑨「无射志国荏原評」や「都」銘文字瓦のように、7世紀後葉の寺院造営における隣接する荏原評との関係や、8世紀中葉の瓦の供給関係等を解き明かす手がかりとなる貴重な資料が出土している。

### ＜史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体＞①～⑨は同じ

- ⑩郡家正倉院から離れた場所への正倉分置をはじめ、官衙諸施設が古代の駅路または伝路と推定される中原街道に沿って比較的集中して配置されており、官衙の造営計画及び方法を明らかにしうる可能性を有する。
- ⑪古代影向寺の伽藍及び関係遺構の様相を解明する上で重要な歴史的価値を有する。
- ⑫野川神明社遺跡等で多数検出されている7世紀～12世紀にかけての掘立柱建物や竪穴建物は、郡家や古代寺院に隣接し、官衙造営期から廃絶後まで継続する集落跡であることから、郡司層や郡雜任等が居住していた可能性もあり、官衙と周辺集落との関係性を示す歴史的価値を有する。
- ⑬矢上川水系を利用した水上交通との関係性や津の存在を推定できる等、郡家や官衙間の物資運搬方法を解明しうる貴重な歴史的価値を有する。

### 第3節 橘樹官衙遺跡群の副次的な歴史的価値

前節で整理した本質的価値に加え、橘樹官衙遺跡群は次の副次的な歴史的価値を有する。

#### ＜史跡指定地内＞

影向寺は、古代から現在まで連綿と法灯が伝えられてきた南関東屈指の古刹として知られており、江戸から多摩川を渡って直近という地理的環境もあり、近世後期に編纂された『新編武蔵風土記稿』『江戸名所図会』等でも紹介され、広く親しまれている。その信仰は、古代影向寺の塔心礎であると考えられる影向石と関連しており、重層的な歴史をもっている。

#### ＜史跡指定地を含む橘樹官衙遺跡群全体＞

①橘樹郡家や影向寺が立地する台地周辺は、古来からの地形や斜面林がよく保全され、古代の景観を復元する手がかりとなるとともに、谷戸の湧水や小河川等は、古代の祭祀や水運等を探る手がかりになりうる。すなわち、古代律令制の地方支配拠点である郡家遺跡の空間の広がりや周辺施設との関係性等を、古代の風景や景観を体感的にイメージしうる空間的な広がりがよく遺されている。

②遺跡周辺の斜面林は都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与しており、ホタルや湧水等の里山保全の市民活動の場としてこれまでに利用されているが、橘樹官衙遺跡群が国史跡に指定されたことで、古代の郡家遺跡の立地を考える上で重要な価値が付加される。

③橘樹官衙遺跡群は、人口約150万人を擁する川崎市に所在し、都心からのアクセスも比較的容易であり、大都市にあって歴史や文化、古代以来の地形や交通網等を体感できる、都市の歴史的文化的オアシスとしての価値を有する。

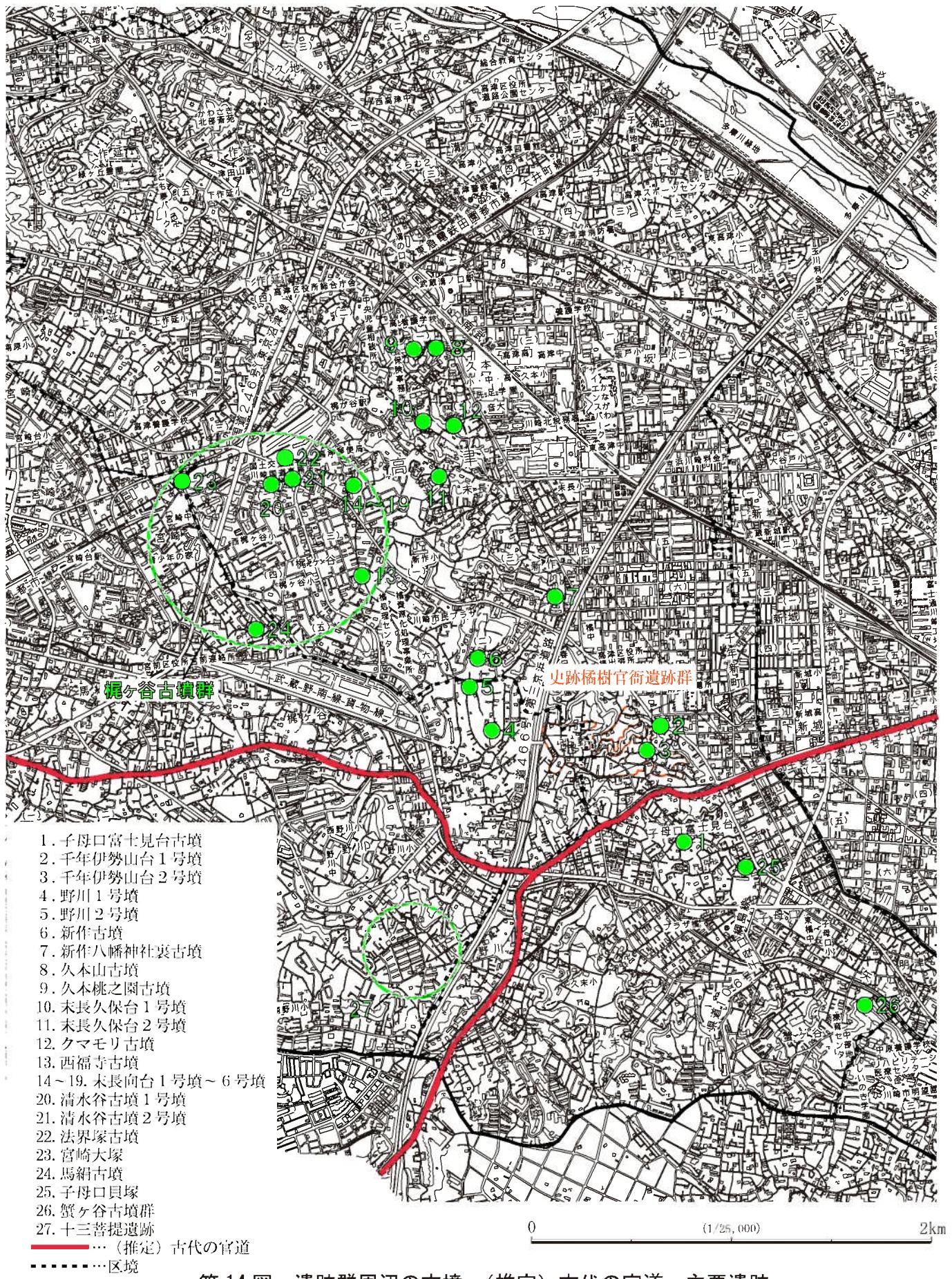
#### ＜橘樹官衙遺跡群周辺地域における価値＞

①橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域には、馬絹古墳等、大和政権の直轄地である橋花屯倉との関連性を考えうる古墳が築造されている。屯倉を通じ大和王権との直接的なつながりのあった当地域には、当時最先端の仏教や技術が直接的に流入すること考えられる。地域政治勢力の性格や推移、中央との結びつきを示唆する古墳群や集落遺跡等から、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる（第14図）。

②郡家正倉の分置や、駅路・駅家や伝路、水上交通を含めた古代律令制国家の交通網、条里地割の展開がうかがえる遺跡や地形があり、当地域を含めた広域の古代の様相を解明するための手がかりとなりうる。

③宮前区では火葬骨蔵器が集中して出土しており、埋納形態等から東国社会への仏教思想の浸透をあらわしているとともに、馬絹古墳の築造技術や『日本書記』の記述等から渡来系氏族の影響が考えられ、古代東国社会の展開を知る手がかりとなる。

④遺跡周辺の斜面林は、大部分が特別緑地保全地区として指定されており、都市部に残されたまとまった緑として、地域の景観形成に寄与している。



第14図 遺跡群周辺の古墳・(推定)古代の官道・主要遺跡

## 第4節 橘樹官衙遺跡群及び周辺地域の社会的な価値

これまでに整理した本質的価値・副次的価値に加え、橘樹官衙遺跡群及び周辺地域は、次の社会的な価値を有する。

### (1) 学校教育・生涯学習の拠点としての価値

橘樹官衙遺跡群を含む周辺地域は、歴史の薫る地域として多くの遺跡や文化財が所在している。それらを活かした文化財めぐりツアーや、生涯学習の場として老若男女に利用されているほか、周辺の小中学校の生活科・社会科・総合的な学習等の活動の場として、教育目的にも利用されている。

### (2) 景観形成・緑地保全・生物多様性

橘樹官衙遺跡群の周辺の特別緑地保全地区は、まとまりのある樹林地と湧水地が保全され、都市気象の改善、景観形成等の重要な役割を有しているとともに、恒久的に保全された自然緑地として施設系の都市緑地と同様に緑と水のネットワーク形成上重要な地域結節拠点であるという価値をもつ。『生物多様性かわさき戦略～人と生き物つながりプラン～』に掲げられる基本的な考え方と3つの視点に立脚した、里山保全等の市民活動の場としての価値をもつ。これらの緑地には、オニヤンマやサワガニ等、在地系統の種が残存していることが確認されており、都市の生態系を維持する上でも重要な役割を担っている。

### (3) コミュニティのレクリエーションの場としての価値

たちばな古代の丘緑地は都市緑地として供用されており、子どもから高齢者までさまざまな人々の日常的な運動・レクリエーションの場として利用されている。また、周辺に展開する遺跡や寺社等と併せて「たちばなの散歩道」等ウォーキングのコースの立ち寄りポイントとしても活用され、健康保持の活動等にも資する資源となっている。

### (4) まちづくり・防災の拠点としての価値

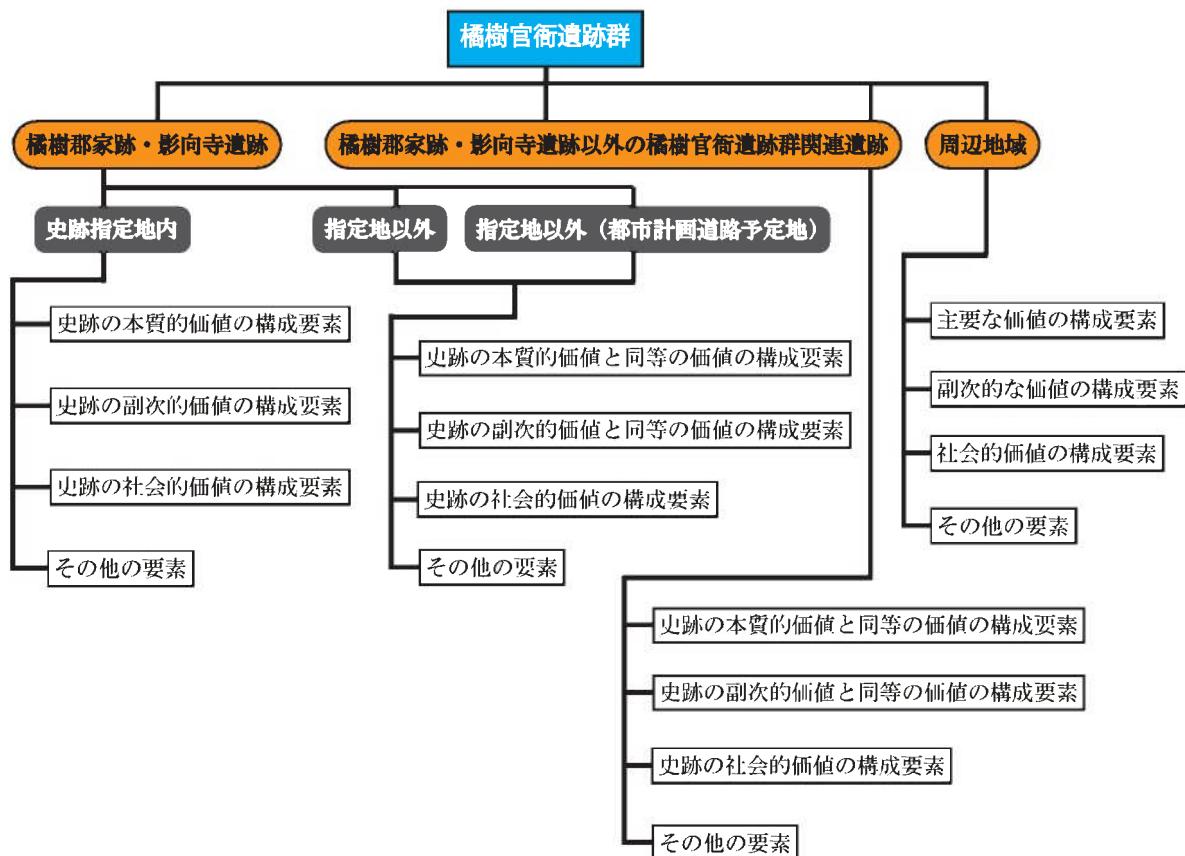
橘樹官衙遺跡群及びその周辺地域には多くの遺跡や文化財が所在しており、名所旧跡をめぐる観光資源としての利活用がこれまで以上に期待される。また、現在市民に供用している「たちばな古代の丘緑地」のように、比較的広い空間を有しており、災害時等の避難場所や地域の防災において、一定の役割を果たすことができる。

## 第5節 構成要素の特定

史跡橘樹官衙遺跡群の構成要素については、前述した橘樹官衙遺跡群の本質的価値、副次的な価値、社会的な価値から、史跡の本質的価値を構成する要素とそれ以外の価値を構成する要素に分けて整理した。

また橘樹官衙遺跡群は、遺跡群を構成する橘樹郡家跡（千年伊勢山台遺跡）・影向寺遺跡で国史跡に指定された範囲だけでなく、両遺跡の国史跡指定地以外やその周辺に展開する関連遺跡にも、官衙に関係する遺構群が存在していることが判明している。これらは、橘樹官衙遺跡群の本質的価値を構成する要素もしくはそれと同等の価値を構成する要素であると考えられる。

そこで、第1～4節で述べた価値に基づき、橘樹官衙遺跡群の構成要素を整理した（第15図）。



第15図 橘樹官衙遺跡群の構成要素

## 第4章 現状と課題

史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡は、古代律令国家における南武藏最南端の地方行政単位であった橘樹郡を統治していた役所（橘樹郡家〔郡衙〕）跡及び隣接して造営された地域の文化的中心であった古代寺院跡であり、古代国家の地方支配の実態を知る上で重要な価値を持つ遺跡である。この史跡を確実に保存継承するためには、遺構・遺物を適切に保存管理するとともに、史跡の価値や魅力を高め伝えるための整備・活用をすすめていく必要がある。

そこで、史跡橘樹官衙遺跡群及びその関連する遺跡について、保存管理、活用、整備、管理運営体制の現状と今後の課題を整理した。

### 第1節 保存管理

#### （1）史跡指定地内の保存管理の現状

- 橘樹郡家跡については、史跡指定地4,975.77m<sup>2</sup>のうち、公有地化した範囲は3,415.26m<sup>2</sup>（川崎市所有地2,867.01m<sup>2</sup>、国有地548.25m<sup>2</sup>）であり、残る民有地（民家1軒、駐車場、農地）は1,560.51m<sup>2</sup>である。
- 影向寺遺跡については、宗教法人影向寺と個人が所有をしており、神奈川県指定重要文化財である本堂薬師堂のほか、国指定重要文化財である薬師三尊等の安置殿、阿弥陀堂、鐘楼、寺務所等の建造物が現存する。
- 史跡指定地内は、原則として現状維持を図り、遺構・遺物を保護している。
- たしかばな古代の丘緑地として市民に供用している史跡地の一部については、史跡の日常的な保全管理を千年町会を母体として構成された橘樹郡衙跡史跡保存会の協力を得ながら、市が行っている。
- 影向寺境内の史跡指定地内については、宗教法人影向寺及び影向寺重要文化財・史跡保存会が中心となって保全管理を行っている。

#### （2）史跡指定地内の保存管理の課題

- 指定地内に含まれる民有地については、地権者と協議の上、史跡の確実な保存を図るために公有地化を推進する必要がある。
- 史跡であることを明示する必要がある。
- 史跡指定地として、来訪者が訪れやすいように定期的な維持管理を行う必要がある。

#### （3）史跡指定地周辺の保存管理の現状と課題

- 史跡指定地の周辺は、周知の埋蔵文化財包蔵地に該当をしており、橘樹官衙遺跡群に関連する遺跡、前時代及び官衙廃絶後に営まれた遺跡である可能性が高い。今後、地権者等の協力を得て、さらに確認調査を行い、官衙に関連する遺構が発見された場合は史跡の追加指定をめざし、地権者と協議の上、保存を図る必要がある。
- 史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地及び特別緑地保全地区等を含め歴史的景観を保全するた

めに、急傾斜地崩壊対策事業や民間開発等には理解と協力を求めながら対応をする必要がある。

●史跡周辺の周知の埋蔵文化財包蔵地では、深い掘削を伴う工作や工事に対しても史跡の保存のための理解と協力を求める必要がある。

●指定地周辺の民家で、建て替え等の開発計画がある場合は、試掘調査・確認調査を徹底して行うことで、史跡に関連する遺構の把握と保存に努める必要がある。

## 第2節 活用

### (1) 現状

●川崎市教育委員会や区役所、市民活動団体等が行っているまち歩き事業等において、史跡橘樹官衙遺跡群をコースに取り入れ、橘樹郡家跡では、遺跡説明板・AR (Augmented Reality) アプリケーション・刊行物等を用いて解説を行っている。

●影向寺遺跡においては、塔心礎である影向石や薬師堂礎石の一部等、古代にさかのぼる遺構・遺物等を手がかりに遺跡の全体像について学ぶ取組を行っている。

●史跡に関する情報の発信は、川崎市のホームページや市政だより等既存の媒体を利用しているほか、必要に応じて遺跡解説のリーフレット等を作成している。

### (2) 課題

●一般の来訪者が単独で訪れた場合等は、ガイダンス施設等が近隣にないことから、遺跡を理解するための手がかりが少ない。

●史跡には駐車場や駐輪施設等がないとともに、駅やバス停からのアクセスがしやすいとは言い難い。

●川崎で育ち、将来を担う子ども達が地域の歴史を伝える史跡を知ることは非常に重要である。現在も一部学校への出前授業や、校外学習への専門職員の派遣等を行っているが、市域全体への対応は困難である。今後、川崎市内の各学校で学習を主体的に取り組めるよう、教材の開発や、教員への支援が必要である。

●史跡を有効に活用していくためには、地域の理解と協力が欠かせないことから、活用にあたっては地域住民の参加と地域の活性化につながる継続的な手法を開発する必要がある。

●橘樹官衙遺跡群と同時に国史跡指定を受けた茅ヶ崎市の下寺尾官衙遺跡群をはじめ、東京都府中市の武藏国府跡、東京都国分寺市の武藏国分寺等、古代官衙関連史跡を有する自治体等との交流や情報交換を進め、市民の史跡への理解を深める取組に活かすことが今後必要である。

●SNS (Social Networking Service) 等情報発信手段が多様化していることから、有効な情報発信媒体の検討を行うことが必要である。

## 第3節 整備

### (1) 現地案内

- 遺跡の位置関係や内容、また周辺の遺跡・文化財等を把握できる設備がない。また、橘樹郡家跡と影向寺遺跡間のアクセスを示す案内板等が不十分であるとともに、他部局が設置したサインとの重複が見られるため、案内板等の整理が必要である。

### (2) 史跡へのアクセスと便益施設

- 公共交通機関で史跡を訪れる場合の最寄りは、路線バス「影向寺」バス停・「千年」バス停等であるが、遺跡群の所在する台地はバス通りから急な坂道や階段を上らないと到達できない。また、史跡周辺は道路幅が狭く、歩道もない場所が大半であるが、車の通行量は多いことから、史跡等の見学時に危険な場合もある。遺跡来訪者用の駐車・駐輪スペースは現状整備されていないため、多目的広場等のスペースの確保が必要である。

- 橘樹郡家跡と影向寺遺跡を結ぶ道路は、住宅の密集する幅員の狭い道路で、交通量も多いことから、安全な動線の確保が必要である。

### (3) 居住空間と関わり

- 史跡が地域住民の生活空間と重なっていることから、史跡を見学する際に住民のプライバシーに十分配慮する必要がある。

### (4) 史跡の整備

- 平成27（2015）年の史跡指定時の指定範囲は橘樹官衙遺跡群の内のごく一部分に限られており、官衙に関連する重要な遺構がすでに発見されている場所や今後官衙に関連する重要な遺構が発見された場合等は、順次追加指定を図る必要がある。このことから、史跡全体の将来像を描きながら整備を計画するとともに、公有地化の進展に応じた段階的な整備を行っていく。

## 第4節 管理運営体制

- 史跡の保存・管理については、既に地元の遺跡保存会と協働して行っている部分もあり、保存会の育成・充実に協力しつつ、今後さらに連携しながら進めていく。

- 史跡整備等の進展に応じて、公有地を含む史跡全体の管理・活用に係る人的資源の拡充と育成とともに、地域住民や関係行政機関との連絡調整を図っていく必要がある。

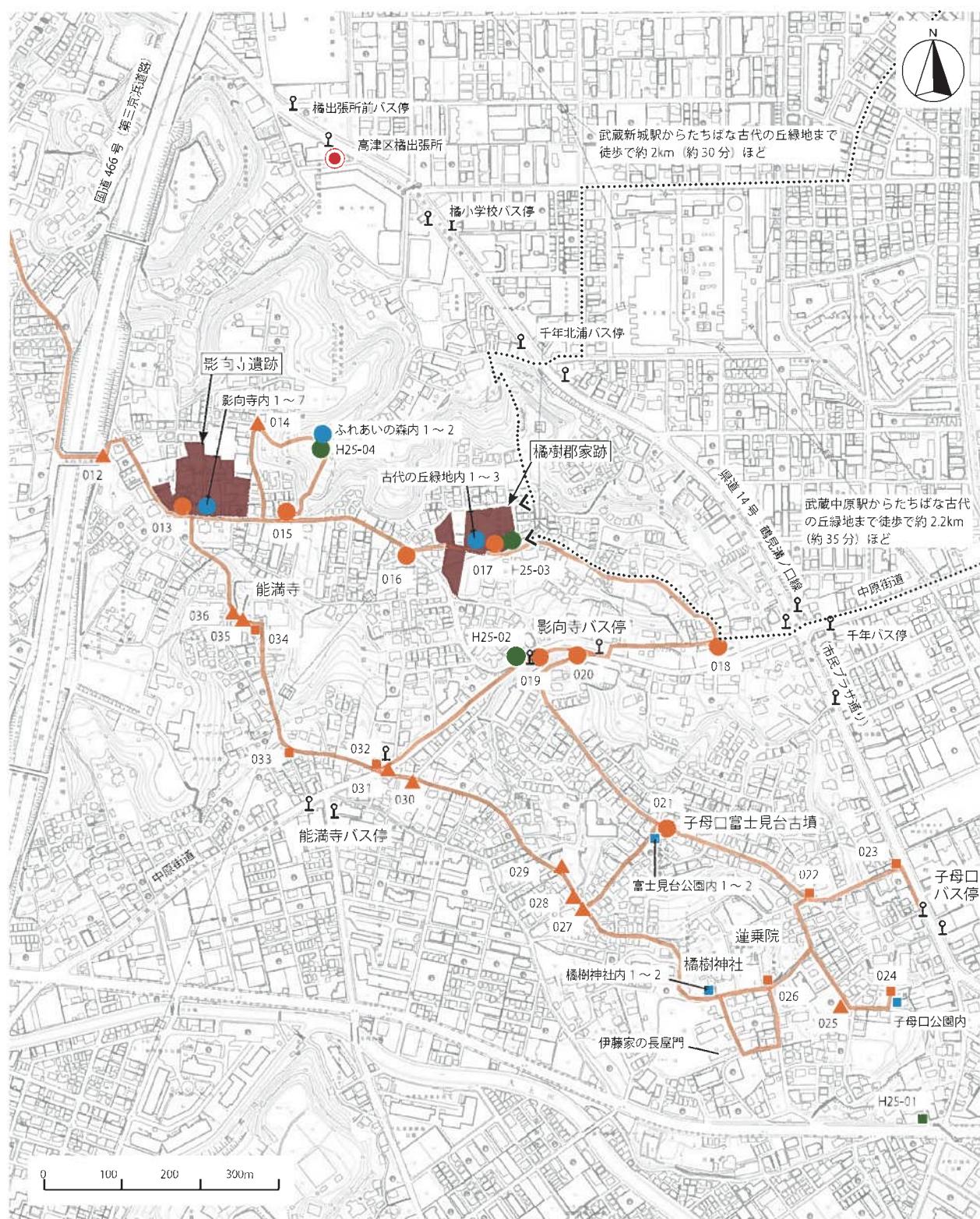
また、橘樹官衙遺跡群の保存・活用・整備事業は、住民、有識者、行政が関わり合いながら携わることが望ましく、橘樹郡衙跡史跡保存会や影向寺重文・史跡保存会とも連携しながら各種事業を運営する必要がある。



サイン（案内板・説明板等）現況図の凡例

	橋樹官衙遺跡群の関連記載あり	影向寺の記載のみ	橋樹官衙遺跡群・影向寺ともに記載なし
たちばなの散歩道（建設緑政局）	●	▲	■
H25・石柱ほか（高津区）	●	—	■
橋出張所・溝の口駅（高津区）	●	—	—
その他（川崎市ほか）	●	▲	■

第16図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況（広域）



サイン（案内板・説明板等）現況図の凡例

	橋樹官衙遺跡群の関連記載あり	影向寺の記載のみ	橋樹官衙遺跡群・影向寺ともに記載なし
たしばなの散歩道（建設総政局）	●	▲	■
H25・石柱ほか（高津区）	●	—	■
橋出張所・溝の口駅（高津区）	●	—	—
その他（川崎市ほか）	●	▲	■

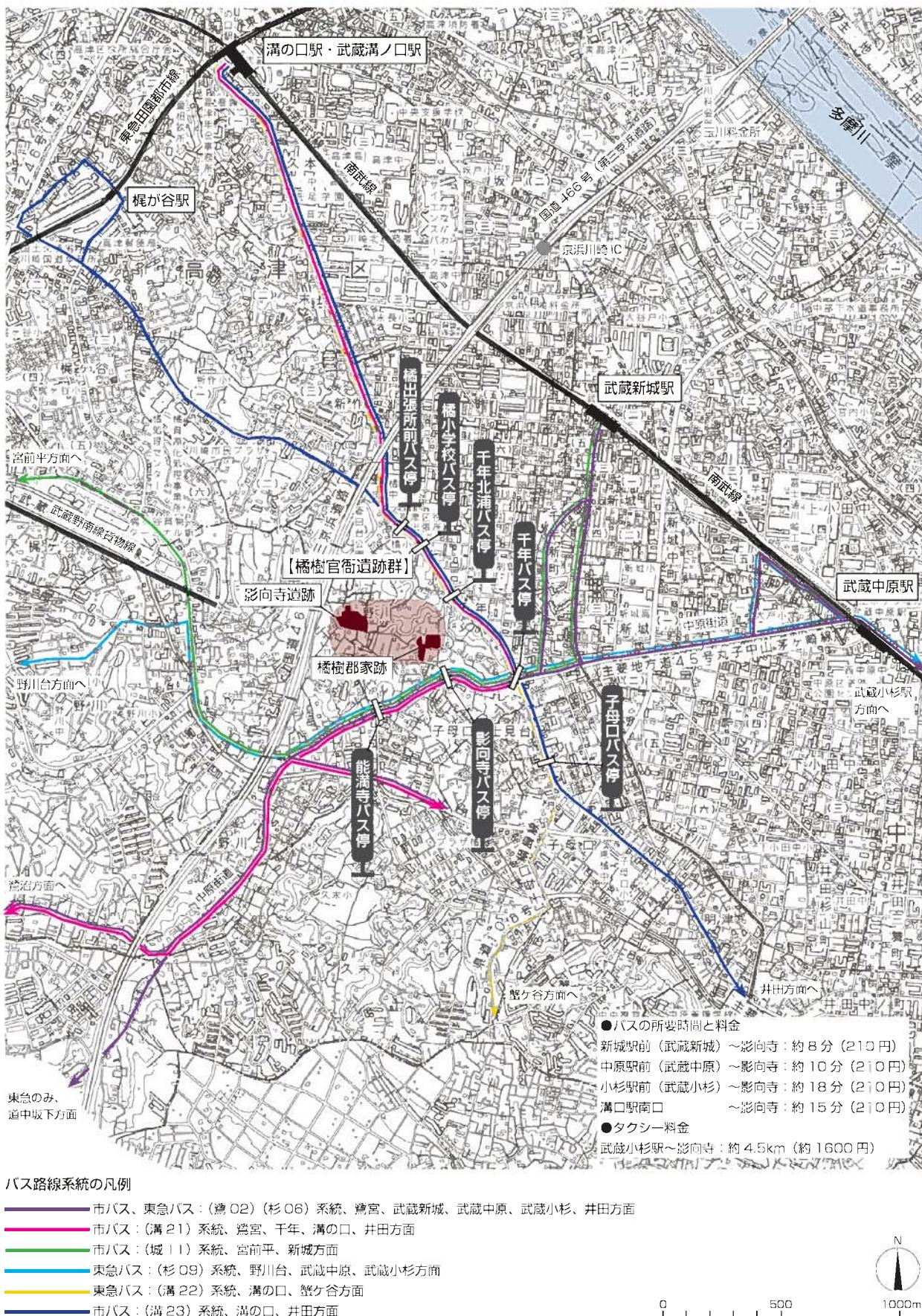
第17図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス・サインの現況

第6表 橋樹官衙遺跡群周辺のサイン（案内板・説明板）一覧①

	表示名	種類	場所	内容について (橋樹官衙遺跡群との関わり)	設置者	その他
001	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	JAセレサ川崎桜ヶ谷前	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	
002	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	桜ヶ谷第一公園前の十字路	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	WCあり
003	「たちはなの散歩道案内図」	全体の案内絵図	桜ヶ谷第一公園内、入口の脇	絵の中に(影向寺)あり	高津区役所、「川崎市」と記載	
004	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	サニーフォレストガーデン(マジション)付近	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	
005	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	ハイツ武蔵前	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	
006	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	桜ヶ谷第三公園内の南隣	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	WCあり
007	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	川崎市橋処理センター付近		高津区役所	
008	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	川崎市民プラザ(ふるさと劇場)向かい	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	WCあり
009	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	川崎市民プラザ南東		高津区役所	
010	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	新作南公園の南西・宮前区境	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	
011	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	市営千年住宅・千年くすのき公園の隣		高津区役所	
012	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	第三京浜・東詰	略絵図内に(影向寺)あり	高津区役所	
013	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	影向寺前面、駐車場内、史跡表記あり	影向寺、たちはな古代の丘緑地の跡に 青シールで国指定史跡・橋樹官衙遺跡群」とあり	高津区役所	
	影向寺の設置説明板-1	説明板	影向寺正面、駐車場中央	「影向寺遺跡、橋樹官衙、国史跡の指定 平成二十七年三月十日」ほか	影向寺ほか	
	「影向寺」	説明板	山門の左(西)側	影向寺の縁起・概要、所蔵文化財などについて	川崎市教育委員会	
	(無題)	説明板	聖徳太子堂	昭和60年落慶法要の太子堂建立のいきさつ	影向寺聖徳太子講	
	「かながわの名木100選 影向寺の乳イチョウ」	説明板	薬師堂の東、乳イチョウ前		神奈川県	
	「影向寺の文化財」	説明板	宝物殿の前	本尊および薬師堂等の説明	川崎市教育委員会	
	「影向寺薬師堂」	説明板	薬師堂前	薬師堂の建築物としての説明	川崎市教育委員会	
	「影向石」	説明板	影向石の脇	影向石の由来など	重要文化財保存会	
014	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	たちはなふれあいの森西側	略絵図内に(影向寺)あり、木陰で見づらい	高津区役所	
015	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	たちはなふれあいの森南、急坂の降り口	略絵図内に(影向寺)〈たちはな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
016	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	たちはな古代の丘緑地の西方※傾いている	略絵図内に(たちはな古代の丘緑地)あり、青シールで補足	高津区役所	
017	「たちはなの散歩道」	全体の案内絵図	たちはな古代の丘緑地南側(大きい方)	絵図内に(影向寺)〈たちはな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
	「祝」	横断幕	たちはな古代の丘緑地南側フェンス	「祝 本市初の国史跡指定 橋樹官衙遺跡群・橋樹郡官衙跡・影向寺遺跡一」	千年町会	
	(道路側)「たちはな古代の丘緑地」 (公園側)「武藏国 橋樹郡衙推定地」	説明板	たちはな古代の丘緑地南側	公園側は遺跡の解説、建物跡図、周辺文化財など掲載	川崎市教育委員会	
	(道路側)「たちはな古代の丘緑地」 (公園側)注意事項	名称看板	たちはな古代の丘緑地東側	公園側に利用上の注意	川崎市教育委員会	
018	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	緑地東の坂下、中原街道そば	略絵図内に(たちはな古代の丘緑地)あり、青シールで補足	高津区役所	
019	「たちはなの散歩道」	道標	中原街道南側、影向寺バス停の後ろ	拡幅工事中、バス停が仮設?青シールで補足	高津区役所	
020	「たちはなの散歩道」	道標	中原街道南側、影向寺バス停の東、上り坂上	両面あり、〈たちはな古代の丘緑地〉あり、両面とも青シールで補足	高津区役所	
021	「たちはなの散歩道」	道標	富士見台公園(子母口富士見台古墳)、北側十字路	〈たちはな古代の丘緑地〉あり、青シールで補足	高津区役所	
	「たちはなの散歩道」		富士見台公園(子母口富士見台古墳)、西側	コース説明内に(影向寺)あり、形式は古い案内板型と同じ	川崎市環境保全局	
	「子母口富士見台古墳」	説明板	富士見台公園(子母口富士見台古墳)、北西側	古墳の概要と弟橘姫の伝説	川崎市教育委員会	
022	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	蓮乗院北東		高津区役所	
023	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	市民プラザ通り、子母口バス停北		高津区役所	
024	「たちはなの散歩道 子母口貝塚」	説明板	子母口貝塚公園の	貝塚の概要説明。奥隣に「県史跡 子母口貝塚」の標柱あり	高津区役所	
	「子母口貝塚の貝塚と発掘調査のあゆみ」	説明板	子母口貝塚公園入口	調査の経緯と貝塚の地点地図、スマートフォンによるARあり	川崎市教育委員会	
025	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	子母口貝塚公園手前路地の民間駐車場の自販機横	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所	

第7表 橋樹官衙遺跡群周辺のサイン（案内板・説明板）一覧②

026	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	橋樹神社東の蓮乗院入口	形式は古い案内板型だが、コース説明がなく、少し新しい	高津区役所
	「たちはなの散歩道」	(石柱)	橋樹神社の鳥居前	「至 子母口貝塚」「至富士見台古墳」	
	「橋樹神社の碑文の読み方」	説明板	社殿西側	拜殿、鳥居等の碑文に読みがな説明	
027	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	能満寺～橋樹神社の間、細い路地の上	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
028	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	027のすぐ北、細い路地のY字部分	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
029	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	028のすぐ北、「この先行き止まり」表示の先	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
030	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	中原街道「能満寺」交差点東方	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
031	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	中原街道「能満寺」交差点東方	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
032	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	中原街道から能満寺入口付近		高津区役所
033	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	能満寺から南方		高津区役所
034	「たちはなの散歩道 能満寺」	説明板	能満寺の境内、山門の西脇	概要および本尊説明	高津区役所
035	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	能満寺の境内、鐘楼の西、ケヤキ脇、3枚の内真ん中	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
036	「たちはなの散歩道」	道案内・部分	能満寺の境内、最も西側で道路の近く	コース説明内に(影向寺)あり	高津区役所
H25-01	さんぽみち道標①(子母口千年)	(石柱)	子母口住宅入口交差点(子母口二六八番)	「830m 富士見台古墳 270m 子母口貝塚」	高津区役所企画課
H25-02	さんぽみち道標②(子母口千年)	(石柱)	影向寺バス停すぐ東側	「140m たちはな古代の丘縁地 350m 富士見台古墳」※140m?	高津区役所企画課
H25-03	さんぽみち案内板③(子母口千年)	(案内板)	たちはな緑地公園南側(隣り合う大きい案内板は017)	子母口貝塚～(高津区役所)橋出張所までのさんぽ道案内図	高津区役所企画課
H25-04	さんぽみち道標④(子母口千年)	(石柱)	ふれあいの森、ホタルの谷	「1530m たちはな古代の丘縁地 290m 影向寺」	高津区役所企画課
	「お知らせ」		ふれあいの森、ホタルの谷	緑地の概要と禁止事項	高津区役所道路公園センター
	「高津区市民健康の森」	説明板	ふれあいの森、ホタルの谷	湧水とホタルの説明 ※ホタルはA3、A4出力紙貼り付け	高津区市民健康の森を育てる会 高津区役所 環境局
H25-05	さんぽみち道標⑤(子母口千年)	(石柱)	第三京浜東、012の北	「370m たちはなふれあいの森 630m 橋出張所」、上面地図内に(橋樹官衙遺跡群)の記載なし	高津区役所企画課
出張所前-C	橋出張所前案内板「高津の魅力」	説明板	橋出張所前、両面にあり	駐車場側「高津区広域案内図」「橋出張所周辺案内図」 出張所側「高津区の魅力」2面1組みで橋樹官衙遺跡群の説明	高津区役所企画課
溝H28-04	溝口駅南口広場総合案内板(魅力)	案内板、説明板	溝口駅南口広場北西、階段下で通路沿い(通行量多い)	「溝口駅周辺案内図」 直接の関わりなし 「高津区の魅力」・橋樹官衙遺跡群の説明、(国史跡に指定)とあり 「高津区の取組み」 直接の関わりなし 「高津区広域案内図」 「橋樹郡街跡」とあり	高津区役所
溝H28-09	溝口駅南口広場総合案内板(魅力)	案内?説明?	溝口駅南口広場北東(あまり目立たない)	「高津区の魅力」・橋樹官衙遺跡群の説明、(国史跡に指定)とあり 「高津区の取組み」 直接の関わりなし 通路の向かい側に「高津区広域案内図」「溝口駅周辺案内図」あり	高津区役所



第18図 橋樹官衙遺跡群へのアクセス（バス路線図）